

POP information

お客様各位様

2017年9月

(No. 17012)

ポップリベット・ファスナー株式会社

マーケティング部

一般社団法人 日本溶接協会様作成「粉じん障害防止のためのリーフレット」掲載について

拝啓

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年に厚生労働省労働基準局長から「第8次粉じん障害防止対策推進」(期間:平成25～29年度の5か年)が公表されています。

弊社加盟団体でございます、一般社団法人日本溶接協会におきましては、同年2月に本総合対策の趣旨への理解と、会員その他関係事業場への周知及び、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置※」の実施要請に基づき、同協会は、このうちアーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策の一環として、「防じんマスク及び電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR)に関するリーフレット」を作成致しました。弊社は手動式含むドローンアークスタッド溶接装置を幅広い御客様に供給しております。その供給メーカーとして、本趣旨に賛同し、これら啓発活動に協力致します。

そこで、弊社ウェブサイトにて、同協会作成のリーフレットを掲載致します。同リーフレットには防じんマスクの重要性や正しい付け方、また電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR)の有用性につきまして記載しておりますので、啓発・普及活動の一助になればと考えております。

詳細につきましては、リーフレットをご確認ください。

※粉じん障害防止規則で、アーク溶接作業を行う場合、「有効な呼吸用保護具を労働者に使用させなければならない。」と規定されています。これは屋外でのアーク溶接にも適用されます。

今後ともポップリベット・ファスナー株式会社は総合ファスニングシステムメーカーを目指し邁進しつづけますので、何卒ご高承のうえ、倍旧のご愛顧を賜ります様、宜しく願い申し上げます。

敬具

ポップリベット・ファスナー株式会社

本社/東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル8F Tel: 03-3265-7291

STANLEY
Engineered Fastening

アーク溶接作業時は呼吸用保護具の使用が
法令で義務付けられています。

防じんマスク (国家検定合格品) !!

粉じん障害防止規則では、アーク溶接作業を行う場合、
「有効な呼吸用保護具を労働者に使用させなければならない。」と規定されています。
これは屋外でのアーク溶接作業にも適用されます。

1 適性なマスクを選ぶ (じん肺にならないために)

- ◆有効な呼吸用保護具
(国家検定合格品の防じんマスク)を使用する。
- ◆自分の顔に密着(フィット)するものを選ぶ。
- ◆作業に適したものを選ぶ。



2 作業前に防じんマスクを点検する

防じんマスクを着用する前には、その都度下記事項などを必ず点検する。

排気弁、面体の汚れ・変形

ろ過材(フィルタ)の目詰まり

しめひもの劣化

※ろ過材(フィルタ)の交換時期については、厚生労働省労働基準局 基発第 0207006 号参照

※原則として面体の接顔部に「接顔メリヤス」等を使用しない。厚生労働省労働基準局 基発第 0207006 号参照

3 密着性を確認する

密着性の確認には、定性的な方法(陰圧法、陽圧法)、定量的な方法(マスクフィッティング試験装置)があります。作業前には、定性的な方法で確認しますが、適正に密着性の確認ができるまでには、ある程度の教育訓練が必要になります。なお、それぞれの防じんマスクでの密着性の確認は、取扱説明書に記載された方法で適切に実施して下さい。

※取扱説明書には、「フィットテスト」、「フィットチェック」等として記載されている場合があります。

陰圧法 防じんマスクの面体を顔面に押しつけないように、手あるいはフィットチェッカー等を用いて吸気口をふさぐ。ゆっくり息を吸って、防じんマスクの面体と顔面との隙間から空気が面体内に漏れ込まず、面体が顔面に吸いつけられることを確認する。



吸気口をふさいで息を吸う

陽圧法 防じんマスクの面体を顔面に押しつけないように、手あるいはフィットチェッカー等を用いて排気口をふさぐ。息を吐いて、空気が面体内から流出せず、面体内に呼気が滞留することによって面体が膨張することを確認する。



排気口をふさいで息を吐く

4 防じんマスクの正しいつけ方

※防じんマスクのつけ方は、下記サイトをご参照下さい。

一般社団法人 日本溶接協会 安全衛生・環境委員会
<http://www.jwes.or.jp/mt/etc/safety-health/>



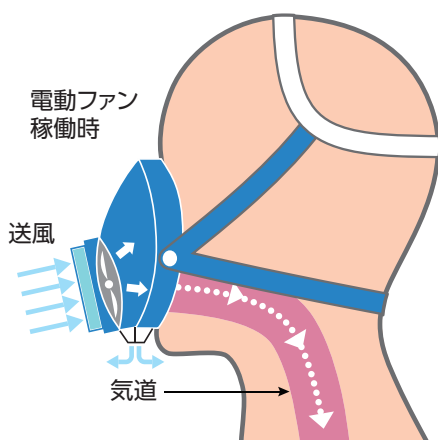
アーク溶接作業時は呼吸用保護具の使用が 法令で義務付けられています。 電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR)!! 国家検定合格品

- 第8次粉じん防止総合対策(平成25年～29年)では**電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR=Powered Air Purifying Respirators)**の着用が労働者の健康障害防止に有用とされ、アーク溶接作業をする労働者に電動ファン付き呼吸用保護具の着用が勧奨されました。また、既に「**ずい道等建設工事**」などでは、特定の作業に着用が義務付けされています。
- 粉じん障害防止規則**では、アーク溶接作業を行う場合、「**有効な呼吸用保護具を労働者に使用させなければならない。**」と規定されています。ここで規定されている“有効な呼吸用保護具”とは、**国家検定合格品の防じんマスクと電動ファン付き呼吸用保護具**でなければなりません。

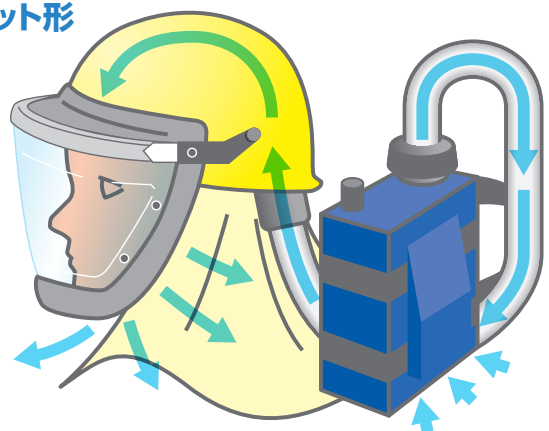
電動ファン付き呼吸用保護具とは、どういうもの？

電動ファン付き呼吸用保護具の特長は、ろ過材(フィルタ)を通して清浄化した空気が電動ファンによって供給されるため、非常に呼吸が楽にできること、外部の粉じんが入り込みにくく防護性能がとても高いということです。

面体形



ルーズフィット形



※ルーズフィット形 PAPR は電動ファンからの送風量が低下すると外気が進入しやすくなります。したがって、ろ過材(フィルタ)の目詰まりによる通気抵抗の増大や、電池の消耗による電圧低下から電動ファンによる送風が低下した場合は速やかに作業を中止してろ過材(フィルタ)やバッテリーを点検、交換する必要があります。

※呼吸用保護具の使用に際しては必ず取り扱い説明書をよく読んで下さい。